

## <報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和5年3月31日

### 「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」の 策定及び県民コメント（意見募集）の結果について

埼玉県では、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例36号）の一部改正（令和5年4月1日施行）に伴い、インターネットカフェ等の店舗内における犯罪を防止するため、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」を策定しました。

また、策定に当たり、埼玉県県民コメント制度により意見募集を行いましたので、その結果について併せて公表いたします。

#### 1 指針の趣旨

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部改正に伴い、同条第18条第3項に規定するインターネットカフェ等の事業者に対する店舗における従業員等の安全を確保することを目的とした「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」を定めるもの。

#### 2 指針の概要

##### （1）店舗の安全対策

- 店舗管理者の選任、責任者の指定
- 店舗の防犯対策（利用者の本人確認、防犯設備の設置・点検、店舗の新設又は改修する際の留意事項）
- 留意事項等の掲示

##### （2）従業員の安全確保

- 責任者に対する指導
- 従業員に対する指導（利用客への対応、利用客のいない完全個室に入室する

場合、従業員同士の連携)

- 勤務状況の把握

(3) 対応マニュアルの策定

- 安全対策を定めた対応マニュアルの策定

### 3 県民コメント制度の結果について

(1) 意見募集期間

令和4年12月1日(木曜日)～令和5年1月4日(水曜日)

(2) 意見の提出者数及び意見件数

2件(1名)

(内訳)

区 分	人 数	意見件数
郵送	0	0
F A X	0	0
電子メール	1	2
その他	0	0
合 計	1	2

(3) 意見の反映状況

区 分	意見件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	0
B すでに案で対応済みのもの	0
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	1
D 意見を反映できなかったもの	1
E その他	0
合 計	2

## 4 策定した指針及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県ホームページから入手できます。（令和5年4月1日掲載予定）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/bouhanjyoreinado/tenposhishinkekka.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行います。（令和5年4月1日以降）

- ・埼玉県県民生活部防犯・交通安全課（県庁第3庁舎1階）

平日 8時30分から 17時15分 Tel 048-830-2945

- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）

平日 9時00分から 17時00分 Tel 048-830-2543

- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所 平日 8時30分から 17時15分

南 部 Tel 048-256-1110 南 西 部 Tel 048-451-1110

東 部 Tel 048-737-1110 県 央 Tel 048-777-1110

川越比企 Tel 049-244-1110 西 部 Tel 04-2993-1110

利 根 Tel 048-555-1110 北 部 Tel 048-524-1110

秩 父 Tel 0494-24-1110 東松山事務所 Tel 0493-24-1110

本庄事務所 Tel 0495-24-1110

## 5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 防犯・犯罪被害者支援担当

TEL 048-830-2945（直通）

FAX 048-830-4757

E-mail a2950-06@pref.saitama.lg.jp